

受付欄

工事監理報告書

年 月 日

(あて先) 鎌倉市建築主事

工事監理者( )建築士 ( )登録 号  
 ( )建築士事務所( )登録 号  
 建築士事務所名

住所.....

氏名.....

工事施工者 建設業の許可〔知事・大臣〕 第 号

住所.....

氏名.....

次のとおり報告します。

確認年月日及び番号	年 月 日 第 号		
建築主住所・氏名			
建築場所	鎌倉市		
建築物名称			
工事期間	年 月 日～ 年 月 日		
建築物の概要	主要用途		工事種別
	建築面積	m <sup>2</sup>	延べ面積
	構造規模	造 地上 階、地下 階	
報告事項	特定工程までの工事についての工事監理の状況について 別紙建築基準法第12条5項の規定に基づく報告書（中間検査の申請に関する工事状況について）参照		
上記のとおり確認しました。			
建築主事(課長等)	建築主事(係長等)	担当	担当者
			供覧
			閱了

(注) 太枠の枠内のみ必要事項を記入し、該当する項目は○で囲んでください。

## ●建築基準法第12条第5項の規定に基づく報告書

### 中間検査の申請に関する工事状況について

#### 【注意事項：軸組・枠組壁工法】

- ① 軸組工法と枠組壁工法とチェックリストが異なりますので、該当するチェックリストを利用して下さい。
- ② 照合結果は、適・不適・該当無のいずれかに○をしてください。また、工事施工者が注意に従わずに申請書通りの施工がなされていない場合には不適に○をしてください。その場合には報告事項の備考欄に建築主に行った報告の内容を記載してください。
- ③ 工程の都合上、未施工となる部分（例：2項道路の後退、金物・筋かい等を隠蔽する構造耐力上必要な石膏ボード）がある場合は、報告事項の欄に今後の処置を記載してください。
- ④ 中間検査チェックリストの照合内容で、【金物等の種類・使用位置を明示した図書】・【壁量及び軸組の釣合いを計算した図書】の提出が必要です。  
【金物等の種類・使用位置を明示した図書】・【壁量及び軸組の釣合いを計算した図書】が確認申請図書に添付されているか、建築物に関する検査の特例（建築基準法第10条各号）の適用を受けられる場合は、別途提出の必要はありません。
- ⑤ 既に施工が終了して隠蔽されている等、中間検査時に確認できない部分（鉄筋コンクリートの基礎の配筋等）については、別途当該部分を撮影した写真の提出が必要になります（最終ページに写真を添付するなどして提出して下さい）。  
建築物に関する検査の特例（建築基準法第7条の5）の適用を受けられる場合は、別途提出の必要はありません。
- ⑥ 《建築物に関する検査の特例》の適用を受けるには、次の事項に注意してください。  
建築物の建築に関する確認の特例（建築基準法第6条の3）が認められる建築物の建築工事で、建築士である工事監理者によって設計図書のとおり施工されたことが確認されたものに限り、（工事監理報告書備考欄に記載されている「設計図書及び建築基準法施行令第10条各号に定める規定について確認した。」の部分にチェックをしてください。）
- ⑦ 木造3階建ての建築物については、別途提出書類が必要です。「構造関係提出書類及び工事監理報告提出書類」を参照して下さい。
- ⑧ 中間検査チェックリストの照合内容で、申請図書と変更がある場合は市と事前に協議を行い、必要な手続きを行ってください。また、照合内容で不適に該当し、建築基準関係規定に適合しない場合は、中間検査が合格とならないので十分に工事監理を行ってください。

建築基準法第 12 条第 5 項の規定に基づく報告書

中間検査の申請に関する工事状況について（木造軸組工法）

（あて先） 鎌倉市建築主事

今回中間検査を申請する建築物の特定工程までの工事については、適切に工事監理を行い建築基準関係規定について確認していますので報告します。

特定工程までの工事監理の状況（中間検査チェックリスト）：木造軸組工法用

確認を行った事項		照 合 内 容		照 合 結 果
意匠	確認表示板等 (法 89 条)	1	確認表示板の掲出等	適 ・ 不適
	敷地の衛生 及び安全性 (法 19 条)	2	敷地の高低差の確認	適 ・ 不適
		3	がけに対する安全性	適 ・ 不適 ・ 該当無
		4	既設擁壁の安全性	適 ・ 不適 ・ 該当無
		5	新設擁壁の安全性	適 ・ 不適 ・ 該当無
	敷地と道路の関係  (法 42 条) (法 43 条)	6	道路幅員の確認、申請書との整合	適 ・ 不適
		7	法 42 条 2 項道路の後退確認（道路境界線、塀、擁壁等）	適 ・ 不適 ・ 該当無
		8	法 43 条ただし書き許可条件との整合	適 ・ 不適 ・ 該当無
		9	道路に接する敷地の長さの確認	適 ・ 不適
		10	専用通路の確認（幅等）	適 ・ 不適 ・ 該当無
	容積率・建ぺい率 (法 52 条) (法 53 条)	11	敷地内通路の確認（有効幅員等）	適 ・ 不適 ・ 該当無
		12	敷地形状（敷地の形）及び建物形状の確認	適 ・ 不適
		13	間取りの確認（壁の位置、開口部の位置、形状の確認）	適 ・ 不適
	建物の配置と高さ  (法 56 条) (法 56 条の 2)	14	容積率、建ぺい率のチェック	適 ・ 不適
		15	方位（真北）の確認	適 ・ 不適
		16	建物の最高の高さ、軒の高さの確認	適 ・ 不適
		17	配置の確認（道路、隣地境界からの離れ）	適 ・ 不適
		18	立面形状と申請図面の整合	適 ・ 不適
		19	斜線のチェック（北側斜線、道路斜線、隣地斜線）	適 ・ 不適
	その他	20	天空率・日影のチェック	適 ・ 不適 ・ 該当無
		21	建築協定等の内容確認等	適 ・ 不適 ・ 該当無

※ 裏面の構造関係チェックリストも記入して下さい。

※ 次ページと両面印刷して下さい。

特定工程までの工事監理の状況（中間検査チェックリスト）：木造軸組工法用

確認を行った事項		照 合 内 容		照 合 結 果	
構造	支持地盤の種類・地耐力	地 盤	1 支持地盤の確認	適 ・ 不適	
	主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料（接合材料を含む）の種類、品質、形状、寸法並びに、接合部分の形状、接合状況	共 通	2	柱、横架材、筋かい及び土台等の位置	適 ・ 不適
			3	木材の樹種、等級、形状及び寸法	適 ・ 不適
			4	材料に耐力上欠陥となる節、腐れ等がないか	適 ・ 不適
			5	接合金物等の種別、面材の規格及びくぎの種類	適 ・ 不適
			6	継手及び仕口の接合方法	適 ・ 不適
			7	基礎の構造は適正か（令 38 条、告示・平 12 建告 1347 号）	適 ・ 不適
		基 礎 土 台	8	アンカーボルトの材質、形状、寸法及び配置並びに基礎との緊結状況は適性か	適 ・ 不適 ・ 該当無
			9	床下換気孔、又はこれに替わるものが適正に設置されているか	適 ・ 不適
			柱	10	柱に断面の 3 分の 1 以上の欠込みがある場合等は補強されているか
		11		ホールダウン金物等の配置、仕様、止め方は適正か	適 ・ 不適
		筋かい等	12	筋かいの断面寸法は適正か	適 ・ 不適 ・ 該当無
			13	筋かいに欠込みがある場合は補強されているか	適 ・ 不適 ・ 該当無
			14	筋かい端部は適正に緊結されているか	適 ・ 不適 ・ 該当無
			15	耐力壁の材料の規格、厚さ、釘、釘間隔等は適正か	適 ・ 不適
		横 架 材	16	梁、桁その他の横架材の中央部付近下側に耐力上支障ある欠込みはないか	適 ・ 不適
			床 組 小 屋 組	17	床の高さは適正か
		18		床組及び小屋組の火打材及び振れ止めの配置は適性か	適 ・ 不適
		防腐・防蟻措置状況		19	防腐、防蟻処理は適正か
報告事項	法 4 2 条 2 項道路の後退について（今後の処置予定）				
	不具合部分の処置、及びその部分の検査結果。未施工部分の処置。				
	備 考		□ 設計図書及び建築基準法施行令第 1 0 条各号に定める規定について確認した。		

建築基準法第 12 条第 5 項の規定に基づく報告書

中間検査の申請に関する工事状況について（木造枠組壁工法）

（あて先） 鎌倉市建築主事

今回中間検査を申請する建築物の特定工程までの工事については、適切に工事監理を行い建築基準関係規定について確認していますので報告します。

特定工程までの工事監理の状況（中間検査チェックリスト）：木造枠組壁工法用

確認を行った事項		照 合 内 容		照 合 結 果
意匠	確認表示板等 (法 89 条)	1	確認表示板の掲出等	適 ・ 不適
	敷地の衛生 及び安全性 (法 19 条)	2	敷地の高低差の確認	適 ・ 不適
		3	がけに対する安全性	適 ・ 不適 ・ 該当無
		4	既設擁壁の安全性	適 ・ 不適 ・ 該当無
		5	新設擁壁の安全性	適 ・ 不適 ・ 該当無
	敷地と道路の関係  (法 42 条) (法 43 条)	6	道路幅員の確認、申請書との整合	適 ・ 不適
		7	法 42 条 2 項道路の後退確認（道路境界線、塀、擁壁等）	適 ・ 不適 ・ 該当無
		8	法 43 条ただし書き許可条件との整合	適 ・ 不適 ・ 該当無
		9	道路に接する敷地の長さの確認	適 ・ 不適
		10	専用通路の確認（幅等）	適 ・ 不適 ・ 該当無
	容積率・建ぺい率 (法 52 条) (法 53 条)	11	敷地内通路の確認（有効幅員等）	適 ・ 不適 ・ 該当無
		12	敷地形状（敷地の形）及び建物形状の確認	適 ・ 不適
		13	間取りの確認（壁の位置、開口部の位置、形状の確認）	適 ・ 不適
	建物の配置と高さ  (法 56 条) (法 56 条の 2)	14	容積率、建ぺい率のチェック	適 ・ 不適
		15	方位（真北）の確認	適 ・ 不適
		16	建物の最高の高さ、軒の高さの確認	適 ・ 不適
		17	配置の確認（道路、隣地境界からの離れ）	適 ・ 不適
		18	立面形状と申請図面の整合	適 ・ 不適
		19	斜線のチェック（北側斜線、道路斜線、隣地斜線）	適 ・ 不適
	その他	20	天空率・日影のチェック	適 ・ 不適 ・ 該当無
		21	建築協定等の内容確認等	適 ・ 不適 ・ 該当無

※ 裏面の構造関係チェックリストも記入して下さい。

※ 次ページと両面印刷して下さい。

特定工程までの工事監理の状況（中間検査チェックリスト）：木造枠組壁工法用

確認を行った事項		照 合 内 容		照 合 結 果
構造	支持地盤の種類・地耐力	地 盤	1 支持地盤の確認	適 ・ 不適
	主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料（接合材料を含む）の種類、品質、形状、寸法並びに、接合部分の形状、接合状況	共 通	2 柱、横架材、耐力壁及び土台等の位置	適 ・ 不適
			3 木材の樹種、等級、形状及び寸法	適 ・ 不適
			4 材料に耐力上欠陥となる節、腐れ等がないか	適 ・ 不適
			5 接合金物等の種別、面材の規格及びくぎの種類	適 ・ 不適
			6 継手及び仕口の接合方法、緊結状況	適 ・ 不適
			7 告示・平成 13 国交告 1540 号について適正か	適 ・ 不適
			8 基礎の構造は適正か（令 38 条、告示・平 12 建告 1347 号）	適 ・ 不適
		基 礎 土 台	9 アンカーボルトの材質、形状、寸法及び配置並びに基礎との緊結状況は適性か	適 ・ 不適 ・ 該当無
			10 床下換気孔、又はこれに替わるものが適正に設置されているか	適 ・ 不適
			床 構 面	11 根太の寸法及び間隔は適正か
		12 床の開口部の補強は適正か		適 ・ 不適 ・ 該当無
		13 耐力壁直下の根太補強は適正か		適 ・ 不適
		14 ころび止めが適正に設けられているか		適 ・ 不適 ・ 該当無
		耐 力 壁	15 たて枠の寸法及び間隔は適正か	適 ・ 不適
			16 交差部の補強は適正か	適 ・ 不適
			17 耐力壁の隅角部・交差部のたて枠は適正か	適 ・ 不適
			18 耐力壁の上部に頭つなぎが適正に設けられているか	適 ・ 不適 ・ 該当無
			19 幅 90 cm以上の開口部にはまぐさ受けが適正に設けられているか	適 ・ 不適
		小 屋 組	20 たる木・天井根太の寸法及び間隔は適正か	適 ・ 不適
			21 （たる木小屋組の場合）たる木つなぎは適正に設けられているか	適 ・ 不適
			22 （トラス小屋組の場合）振れ止めは適正に設けられているか	適 ・ 不適
		防腐・防蟻措置状況	23 防腐、防蟻処理は適正か	適 ・ 不適
	24 腐食のおそれのある部分等に使用する緊結金物は錆止めの処理がしてあるか		適 ・ 不適	
報告事項	法 4 2 条 2 項道路の後退について（今後の処置予定）			
	不具合部分の処置、及びその部分の検査結果。未施工部分の処置。			
	備 考	<input type="checkbox"/> 設計図書及び建築基準法施行令第 1 0 条各号に定める規定について確認した。		

<施工終了部分について：軸組・枠組壁工法 共通>

項 目	写真添付欄

※報告事項が多数ある場合は、この用紙を複写して使用してください。